

(第一類 第一號)

衆議院内閣委員会議録 第十二号

(二七二)

平成二十四年七月二十七日(金曜日)

午前八時五十一分開議

出席委員

委員長 荒井 聰君

理事 後藤 祐一君 理事 田村 謙治君

理事 津村 啓介君 理事 湯原 俊二君

理事 鴨下 一郎君 理事 平沢 勝栄君

理事 古賀 敬章君 理事 高木 美智代君

理事 阿久津 幸彦君 理事 石田 勝之君

石山 敬貴君 磯谷 香代子君

小原 舞君 福田 衣里子君

高井 崇志君 長島 一由君

橋本 博明君 橋本 勉君

原口 一博君 福島 伸享君

福田 衣里子君 村井 宗明君

本村 賢太郎君 森山 浩行君

矢崎 公二君 小泉 進次郎君

塙崎 恭久君 平 將明君

竹本 直一君 德田 敏君

中川 秀直君 野田 聖子君

瑞慶 覧長敏君 京野 公子君

村上 史好君 遠山 清彦君

塙川 鉄也君 浅尾 康一郎君

(地域活性化担当) 川端 達夫君 石田 勝之君

内閣府大臣政務官 園田 康博君

内閣府大臣政務官 稲見 哲男君

内閣府大臣政務官 和泉 洋人君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 西藤 公司君)
官
(厚生労働省大臣官房審議 蒲原 基道君)
官
内閣委員会専門員
雨宮 由卓君

委員の異動

官
(厚生労働省大臣官房年金管理審議官西藤公司君、厚生労働省大臣官房審議官蒲原基道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

七月二十七日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要請に関する件

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○荒井委員長 これより会議を開きます。

この際、一言申し上げます。

去る六月十四日の地域再生法の一部を改正する法律案等の趣旨説明聽取の取り扱いについて、理事間において、意思の疎通を欠いたとの指摘があります。

○荒井委員長 内閣提出、地域再生法の一部を改訂する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改訂する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房地域活性化統合事務局長和泉洋人君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官西藤公司君、厚生労働省大臣官房審議官蒲原基道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 おはようございます。自民党的竹本直一です。

○荒井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 おはようございます。自民党的竹本直一です。

きょうは、三十分いただいております。テーマは地域再生法と構造改革特区法、こういうことですけれども、ともに精神は同じくしておりますが、我が国の戦後というか、この半世紀以上の地域活性化あるいは地方振興の歴史を見ましても、例えば、僕らがすぐ思い出すのはやはり新産・工特ですね、通産省中心でやりました。これも全部で二十一ヵ所やつたけれども、余りこれという、絶対成功したというのはどれかななどいう、なかなかない。むしろ、苦小牧の失敗例の方が何となく記憶に残る、こういうことです。

それから、国土庁等を中心でやりました定住圏構想、これも全国に三百の定住圏をつくるということであつてきましたけれども、皆同じようなことをたくさんやりながら、では、どれがうまくいったんだと言われると、なかなか思いつかないと思うのが実態です。逆に言うと、地域を振興しようこれが実態です。逆に言うと、地域を振興しようと思うと、全部、全国一齊によくなるということ

は経験からしてなかなかないんじやないか。それは川端大臣を初めて関係者の皆さんも、そのことは理解しておられるはずです。

それからまた、こういった経験から判断して、では、現在ある地方分権化の方向、あるいは道州制も含めまして、地域をどのように活性化すればいいかということについて、今回、きょうかかる二つの法案もその一端だと私は思いますけれども、やはり私に言わせれば成功しないといけない。成功する一つの例がありますと、俺たちもあります。ふうにやろう、このように元気がつくわけありますが、そういう意味で、今回の法改正、そういった視点から見て一体どのような考え方でおられますのか、ぜひ聞いてみたいというふうに思つております。

構造改革特区法につきましては、制度ができるから十年になりますけれども、どうも規制特例の内容も非常に小粒なものが多い。たくさんできましたけれども、私は、やはり一番記憶に残っていますのはどぶろく特区ぐらいです。そんなことですので、今回、特区法は五年間延長すると言つてきますけれども、一体どういうニーズがあるのか。今までの体制では対応できないこういうニーズがあるから今回五年でも延長してやり遂げたい、こういう思いであると思いますが、どういうニーズがあるのか、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○川端国務大臣 おはようございます。よろしくお願いいたします。

冒頭、総論的に、いろいろな仕組みで地域が気になるようにというところで施策をやってこられたという中で、やはり今までの経験の中一番大事なことは、地域地域の実情が基本的にはいろいろニーズが違うということ。そして、その部分でいつたら、きめ細かく、地道であるけれども、そ

この元気が出るよう、そして、みずからその人たちがこうやりたいということをサポートすると、いうことを地道に丁寧にやるというのが一つの大好きな大事なことだろう。それからもう一つは、国全体の大きな課題があるという部分を解決していくという方向性を持つて一緒にやっていきたい、こんな理念でやらせていただいているわけです。

確かに、スタートした平成十四年度には百件以上、構造改革特区の提案の実現数はありましたけれども、この四年間は毎年十数件から四十数件ぐらいいということで、減ってきております。内容的にも、全国展開された特例も含めて、法律に係る特例措置というふうな大規模なものということでは三十四件でありまして、ほとんどは第五次、平成十六年度までに提案されて実現されておりますので、そういう意味では、最近、法律に係る特例措置というのはほとんどないという状況であります。

この理由としては、制度改正のスタートのときに、農業あるいは学校への株式参入というふうな大きな制度改正というのは取り組みましたので、そういうことで、出足で大きなものは一気に進んだということになつていています。

一方、最近では、法律に係る特例でないけれども、ということですと、例えば、医療と介護の制度の壁を越えるような措置ということで、重度のALS患者に対する医療保険と介護保険の併用の容認、あるいは、自動車輸送の効率化、CO₂排出抑制に係る特例措置等、経済社会情勢が変化してきているのに対応したものも実現しております。

さらに、今回、各自治体に對してアンケートいたしましたところ、地域の特色を生かした活性化を図るために有効な施策といった、特区制度を引き続き存続してほしいという回答は九三%を占めています。社会的ニーズは依然として高くて、制度延長が必要なものというふうに思つております。

今回も、地域からのニーズを踏まえますと、小

水力発電に係る河川法及び電気事業法の特例等の新たな特例を措置することとしておりまして、引き続き、地域が有する課題解決の政策ツールとして御活用いただけるものと確信をしておるところでございます。

○竹本委員 大体、役所というのは、一旦つくると、それをやめる、廃止するということは絶対言いません。必要があるかと言うと、必ず必要があると言います。それは、程度の差はあるけれども、この四年間は毎年十数件から四十数件ぐらいいということで、減ってきております。内容的にも、全国展開された特例も含めて、法律に係る特例措置というふうな大規模なものといふことで三十四件でありまして、ほとんどは第五次、平成十六年度までに提案されて実現されておりますので、そういう意味では、最近、法律に係る特例措置というのはほとんどないという状況であります。

この理由としては、制度改正のスタートのときに、農業あるいは学校への株式参入というふうな大きな制度改正というのは取り組みましたので、そういうことで、出足で大きなものは一気に進んだということになつていています。

一方、最近では、法律に係る特例でないけれども、ということですと、例えば、医療と介護の制度の壁を越えるような措置ということで、重度のALS患者に対する医療保険と介護保険の併用の容認、あるいは、自動車輸送の効率化、CO₂排出抑制に係る特例措置等、経済社会情勢が変化してきているのに対応したものも実現しております。

さらに、今回、各自治体に對してアンケートいたしましたところ、地域の特色を生かした活性化を図るために有効な施策といった、特区制度を引き続き存続してほしいという回答は九三%を占めています。社会的ニーズは依然として高くて、制度延長が必要なものというふうに思つております。

今言われたようなところに着目をして、歩いて暮らせる町づくり、先ほど車を運転できる人がいると言つていました、歩いて暮らせる町づくりや、地域に根差した健康産業による雇用促進等を

たところを再度整備するのには、やはり市町村だけの力だけではできないものが多くあると思います。

そして同時に、UR、旧住宅公団、ここの中でも、うちの地元もあるんですけれども、やはり同じ現象が起つております。例えば賃貸住宅なんかは、五階まであって、そこはエレベーターがないんですよ。家賃は四万ぐらいで安いんですけども、若い人しか住まない。そうすると、三、四、五階は大体あいている、こういう状況なんですよ。これもやはり再開発をしなきゃいけない。そういう問題があります。

ですから、私は、そういう意味で、構造改革特区法のことを考るときに、地域再生の一つの方法としてやはりそいつたものも考えていかなければいけない、このように思つているわけであります。

それで、今申し上げましたような、高齢化に対して地域社会が対応できていない、こういったことに対する地域再生法の世界ではどのような対応が考えられているのかをちょっと御説明いただきたいと思います。

○川端國務大臣 先生御指摘のように、我が国は、世界に類を見ないような、経験したことのない高齢社会、そして人口減少社会というものを迎えておりまして、これは労働力人口が減るということとともに、雇用形態も多様化している、人口構造、需要の変化とともに、地域の状況がさまざまわりをしてきております。そういう部分では、放置しておくと地域活力がどんどん衰退していくことがあります。

○竹本委員 よくわかりました。わかつたんですね。が、そのサービスの中身、恩典の中身なんですね。

こういう意味で、先駆的な地方公共団体では、置いておくと地域活性化がどんどん衰退していくことがあります。

そういう意味で、先駆的な地方公共団体では、金を受けますのは、バスを、民間の民鉄バスが走っているところが採算がとれないからやめる、こういう状態になるんですね。そうすると、市が補助金を出すんですよ。それでしばらく続けるんですね。が、やはり經營が大変だからやめる、こういう話なんですね。だから、バスを従来どおりに存続してほしい、こういう要望が非常に強くあるんです。

これは各地域もあるんですね。例えば堺市のように、比較的都会化の進んだところでもやはりありますよ。あるんですが、話を聞いてみると、やはり助成の程度が知れているんですね。ですから、なかなか民間会社としても全て聞くわけにいかない、こうのことなんです。

ですから、何か、全額持つかどうかは別として、柔軟にこういった需要に対応できるような仕組みというものを現実的に考えていただいた方がいいのではないか。いや、税もけますよ、補助金もできますよ、あれもできますよ、いろいろ言つたつて、それ程度が小さいから、ではそれを使ってやろうということにならぬ現実にはならないんです。だから、実効を図るために、柔軟な発想で、まとめてこういう助成をしますよ、こういうふうなことを考えられたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川端国務大臣 御指摘のように、例えば足の問題、交通の問題にしても、私の地域にあるんですが、そういうコミュニティーサービスみたいなものをやろうといって、いろいろな議論の中でやり出すと、実は、そんなに頻繁に乗らないから、時間帯によってほとんど誰も乗らない、財政負担だけかかる、無駄ではないかという話が出てくる、やはりやめようかという、何か悪循環に行くんですね。

そして、一方で、そうしたらタクシーや公交车も安上がりではないかとか、いろいろなところが地域の事情、病院との距離やお買い物等の距離等によつてきめ細かくあることは事実でありますので、その地域に合った部分は皆さん工夫しているやつて、トライをしながらということです。今おつしやったのは、包括的に支援を、まちまじやなくてということあります、趣旨は私もそのとおりだと思います。そういう部分では、できるだけ全体的に、規制だけではなくて税制も、それから財政もということをトータルでやるような仕組みにしていく、というのは、思いはそのとおりでありますけれども、個別にどういうふうに

具体的にできていくかはこれから勝負でありますので、できるだけそういうきめ細かい御希望を受けて我々がそれにしっかり対応できるようにと、いうのは、きめ細かく、一緒に考えて支えていきたいというふうに思つております。

○竹本委員

川端大臣、非常にお詳しいわ。そういうことなんですね。結局、バスはつけてやつたけれども、一人か二人しか乗つていないとか、空で走つているじゃないかとか、こういう話が必ずあるんですね。ですから、タクシーがいいか介護タクシーがいいか、ようわからぬけれども、とにかく、いずれにしろ、最後に言われた一緒に考えるという態度でないと無駄が生じてしまつただめだ。

だから、柔軟な発想をするために内閣府でこういう地域活性化の事務局までてきて、やつていていただくことがやはり一番有効な方法なんじゃなかつて、どうふうに思います。

さて、ちょっと視点を変えますが、昨年、総合特区制度が創設されました。その際には、それ以前からある、今議論しております地域再生制度、それから構造改革特区制度の実績も踏まえながら検討されたと思ひますけれども、この総合特区制度と、今まであります地域再生、構造改革特区、これとの違いはどこにあるんですか。

○川端国務大臣 総合特区制度といふのは、いわゆる新成長戦略の実現の突破口として、選択と集中の観点から、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジ、こういふものに対して、国が厳選してそういう提案に対して選定をして指定をいたしまして、規制の特例措置、税制、財政、金融上の支援措置を総合的に講ずるものでございます。

○川端国務大臣 これに対し、構造改革特区制度あるいは地域再生制度は、計画の認定を受けた地方公共団体でも活用が可能な制度でございます。

構造改革特区制度は、経済社会の構造改革を進め、地域の活性化を図ることというのを目的とし

ておりますので、主として個別の規制の特例措置を対象としておりまして、税制、財政、金融上の支援措置を対象としておりません。また、地域再生制度は、地域経済の活性化、雇用機会の創出を総合的かつ効果的に推進することを目標としておりまして、これは財政、金融上の支援措置を中心とするということであります。

○竹本委員

規制緩和を中心とするものと財政の支援を中心とするものということで、それは一般的に、そういう仕組みに手を挙げていただいて、適用できればすぐ適用するということがありますが、総合特区制度というのは、個々の事情に応じて、こういうことをこうやりたいからということを選んで指定するというところに違ひがあるというふうに思つております。

○竹本委員 特に構造改革特区と比べますと、私は、何か面的な要素が今回の総合特区制度にはあるのではないかなどというような感じがするんですけど、何か面的な要素が今回の総合特区制度にはあります。

規制緩和ですと、例えばどぶろくの制度について規制を緩和して、緩和されれば誰でもできる、こういうふうになつちゃうんですね。ところが、今回のいわゆる総合特区というのは、ある程度面的広がりを持つて、そこにぎわいをもたらすというようなことがやはりあるんじゃないかな。一つは国際的な視点でやる、一つは地域の特性を生かした地域活性化の視点でやる、こういうことだらうと思うんです。

○川端国務大臣 世界が国を挙げて非常に力を入れてやる施策ということが、先生が御指摘のようない例も含めていろいろあるのは私も承知しておりますし、日本は、その部分でいうと、ちょっと粒が小さいなというふうに言われる御指摘は合っております。力の、お金のかけ方とか一点集中といふことで、どうしてこの程度の優遇措置でおさまったのか、その辺の事情をちょっと教えてもらいたいと思います。

○川端国務大臣

世界でいろいろな事例は桁違いに違う部分があることは事実だと思います。やはりそれは、ある種の国家戦略としてこういうふうにやろうというこ

とは、私は、むしろ、今の政府でももつとそういうふうに力を入れることは、やるべきことはたくさんあると思います。

ただ、この地域活性化という意味でいうと、地域の皆さんのが、そこに当たつたところはいいけれども、当たらなかつたところはどうするのかといふことで、どうして、地域の特性を生かして、あるいは国際的に、そういう観点から、ここは自分たちで頑張るんだという意味で、私も今回、審査の部

規制緩和も含めてやるわけですから、非常にいいはずなんですが、なぜもう一つ熱気が出てこないのかなという感じがちょっとしているんです。それは、よく考へると、やはり特区というのは、ほのかの地域と比べて格段に差別をして格段に優遇するとか、こういうものがないと、どつちに行つても余り変わらないんじやないか、こんなふうになつてゐるのでないか。

そういふ目で海外を見ますと、シンガポールやこういったところは、中国の浦東もそうでしたけれども、大幅な、例えば十年間税を無税にするというような、極端な傾斜をつけて海外から人、物、金を呼び込みましたね。そういう発想でやつていただかないと、名前はいいし、誰も反対しないけれども、そんなに魅力があるのかな、どの程度のものかな、こういうような感じがあるんじやないかと私は思ひます。

分のいろいろなお話を聞かせていただきましたけれども、その部分では、相当熱意を込めて熱心に御議論され、連携し、自治体同士だけではなくて、民間企業、大学研究機関を含めて、相当な皆さんのがんがんがくがくの中で、こういうふうにやろうという意欲で取り組んでこられた熱気は私は感じました。ただ、それが全体的にどこまで波及しているかといえば、なかなか難しいのかなという部分もあります。

今回も、関西の部分でも、いわゆるライフィンベースション、グリーンイノベーションという、イノベーションを中心にして元気を出すんだということです。阪大、京大等々の有数の研究機関、あるいは電池とか、それから医薬品、医療器具を含めては日本の中でも有数のトップリーダー企業が集積しているということで、企画をしていただきまして、多くの審査の方も含めて、これは本当にやつたらすごいなということになりますが、やはり問題は成果が出るかどうかでありますので、この部分では、関西からの医薬品、医療機器の輸出の増加により世界市場でのシェアを倍増させる、関西の太陽、燃料電池等の生産額を倍増させる等々の目標を設定していただいております。

こういうことで、しっかりとやりますということを取り組んでいただくということで、一番肝は、地域みずからが総力を挙げて、よくしていくぞということでおられるのをサポートするという仕組みでありますとして、その部分だけは御理解いただきたいといふうに思っております。

○竹本委員 おっしゃるように、韓国とか一位の中国とか、あるいはシンガポールとか、こういった国は、国を挙げてやっているんですね。それは成功しているということなんですが、日本の場合は、貿易立国ではありますけれども、GDPに占める輸出入の割合なんて十数%、非常に内需が大きいですから、必ずしもそれだけにこだわるわけにいかない。確かにそういう点はあります。でなければ、せつかくつくるんだつたら、やはり成功させたい。私も地元の者として特区は成功さ

せたいんですけども、もう少しいろいろな知恵がないものかなというふうに思うわけです。

私が取り寄せました、役所の方でつくってくれた資料ですけれども、今大臣がおっしゃった例えのが「二五年、十五年たつと二千八百億円になる。現在三千三百億が、十五年後には三兆八千五百億、一つびっくりしたのは、リチウムイオン電池、今までやいいじやないかと私は思つたんですけれどもね。こういうことをきちっとやるには、それを支える地域のいろいろなことをやはり考えなきゃいけない。

そうなると、当委員会の議題ではないかもしれませんけれども、今、羽田空港は国際化がされてどんどん使われていますよね。これはやはりそれに需要があるからなんですね。

今、近隣の諸外国、例えばソウルとか上海とか

香港とか、こういったところから日本に来る人たち、日帰りのビジネスが非常に多いんですよ。朝ソウルを出て夜ソウルに帰っているんですね。

これで日本で用事を済まさうと思ったら、もう羽田しかないんですね。関空は遠過ぎる、成田も遠過ぎる。そうすると、全部お客様は東京へ来

ている、関西活性化にならない。いわゆる口では言いますけれども、なかなか元気にならない。

だから、私は、伊丹空港を国際化、大阪国際空港ですから、国際便を使えばいいと思うんですよ。

いずれ、関空と大阪市内の中心部とを七分で結ぶリニアをつくれという提案を我々は自民党大阪府

連として出したんですけども、これができれば伊丹空港は要らないかもしれないけれども、それができるためにはやはり十年二十年はかかるわ

けですから、その間は国際便を飛ばしたら、羽田に奪われている客が全部伊丹に来る。そして、伊

丹からすぐ、医療拠点に近いわけですから、いろいろ輸出入においても便利になるし、非常に大阪

は、地域が皆さんの特徴を生かして自主的に頑張るぞということを応援するということあります

が、当然ながら、リチウムイオンの話で、兆単位

にかかるのかと。

ですから、そういう特区を支えるいろいろなイ

ンフラ整備、こういったことも知恵を絞らないといけない。せつかく持っている資産を十分使っていないんじゃないのか、私はそんな感じさえする

けであります。

そういうことも含めて、この特区が成功するため、あなたたちそんなこと言つてはいるけれども、こういうことが欠けていたりないか、そういう指導も、指導というか相談、これはぜひやはりついていただきたいなど。そのためには、国としても、今までの政策を改めなきやならないところ

が出てくると思うんですね。大阪国際空港、国際とついて何で国際便を飛ばさないのか、やはりおかしい話なんですよ。

そんなことをすごく思いますが、ぜひ、日本の医療機器や医療技術の発展を考えれば、本質的な、本格的なものをやはりやってもらいたいなど思つております。

その意味で、PMDA-WESTですか、これも、いわゆる治験等の試験をやる組織が東京本部には七百人ぐらいおりますが、そのうち十五人ぐらいいを関西に持つてくる。何か、私、素人だけれども、そんなことでできるんかいな、こういう感じであります。七百人いるなら半分大阪へ持つてくるとか、せめて百人ぐらい持つてきて別のこと

をやらせるとかやらないと、何か、どこまで本當かなと。やっていますというだけじゃないかなという感じを持つんです。

やはり、そういう一般の人の受け方が大事なんですよ。おお、いよいよ始まるな、こう思われるといふことは非常に大事なことでありますから、御指摘

は大変貴重でありますので、我々としても最大限工夫をして、そういう実のあるようになるように

また我々としても頑張ってまいりたいというふうに思つております。

○竹本委員 やはり盛り上げて本気にさせるといふことも大事だと思いますので、ぜひ頑張つても

らいたいというふうに思います。

○川端国務大臣 認識は同じでござります。特区

というのは、先ほど申し上げたように、理念的に

うことも大事だと思いますので、ぜひ頑張つても

らいたいというふうに思います。

○竹本委員 やはり頑張つても、冒頭言

いましたけれども、やはりこの特区制度をまず成

功させること、一つの成功をさせること、そうす

ると、俺たちもああやりたい、必ずそういう気に

なつてくることはまず間違いないといふうに思

いますので、そういう意味で、私は魅力ある施策

だと思います。もちろん、推測するに、恐らく税

に関しては財務省は非常に抵抗するんだと思いま

すよ。もつと切り下げるよ、一〇パー、二〇パーなんて言わないで半分ぐらいにしろ、こういうようなことで。

今後、いずれ我々も政権をとるときが必ず来ると思いますけれども、そういったことはぜひ政権をとつたらやりたいなというふうに思っているものであります。方向としては思いは同じでありますので、ぜひそこは充実してやつていただきたいなというふうに思つております。

いづれにしろ、地域活性化の問題を考えますと、我々の持てる資産に気がついていないところがたくさんあるんです。先ほどの伊丹空港の例じゃないんすけれども、うまく使えばこんなに使えるじゃないか、こういうものも結構あります。それは、みんなが集まって知恵を出し合って、一緒に考えると先ほど大臣の発言であつたけれども、本当に一緒に考えないといい知恵が出てこないので、はないかなというふうに思いますので、どうぞ、助成措置、これを制度でぎりぎり、まあ制度は制度として活用しなきゃいけませんが、ぜひ、知恵を出すように中央と地方が一緒になつて考える、そういう姿勢で臨んでいただくと必ず成功例が出てくるのではないかと私は期待をいたしております。

○村上(史)委員 時間が来ましたので、これでやめたいと思います。どうもありがとうございました。

○荒井委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 おはようございます。国民の生活が第一・きづなの村上更好でございます。

きょうは、川端大臣、また稻見政務官、初めての質問となります。つい先日まではこのよう立場から質疑を交わすというのは想像もできませんでしたけれども、きょうはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。また、稻見政務官におかれましては、おくればせながら、御就任おめでとうございます。同じ大阪ということで、より親近感を感じます。

それでは、早速でござりますけれども、質問をさせていただきたいと思います。

構造改革特区制度についてまずお尋ねをしたい

ところで、それと同時に、テーマがやはりだんだん変わつてきている。

高齢社会、少子化社会、医療や介護、保育といふふなことを含めた部分で、それから環境、そ

ういうことに関するの、すき間といいますか、両方の接点みたいなところで一緒にやりたいというのであります。方向としては思いは同じでありますので、ぜひそこは充実してやつていただきたいなというふうに思つております。

十四年にスタートしたわけでございます。当時、自公政権時代ということで、特に規制改革を通して地域あるいは地方の経済の活性化を促すという目的で、官から民、また国から地方へという理念のもとで、構造改革を加速させようという目的でスタートしたと思っております。その後、民主党に政権がかわりましたけれども、引き続いてこの制度を引き継いでいかれたわけでございますけれども、およそ十年経過をいたしました。

この十年経過を見て、現状の認識、そしてまた、大都市だけでなく地方都市における公営住宅あるいは大規模団地というものが高齢化して、大変になっておられるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○川端国務大臣 よろしくお願ひいたします。今後の展望なり可能性についてどのようにお考えになりました。最近は四十数件から十数件程度とあります。

大都市だけではなく地方都市における公営住宅あるいは大規模団地というものが高齢化して、大変なことがあります。新たに、環境でいいますと小水力発電、そういう部分で、数がどんどんではないかもしれませんけれども、やはり皆さん自分が自分でやりたいというニーズはむしろ非常に高まってきたので、きめ細かく丁寧に対応したいということが我々のこれから展望の一つでございます。

○村上(史)委員 今の大臣の御認識も理解はいたしました。ただ、やはり、ニーズが高まるというお話をほんとに聞きました。一方では、いわゆる自治体がスタートのときには一気に解決をしたというごとにでは進んだ部分で、それ以降は、法律の措置までしてという部分がほとんどなくなつたというこ

とは事実であります。

しかし、そうした役割が終わつたのかといふと、

そのまままだ工夫をする余地があると思うんですねけれども、経年ごとに提案件数が減つてきていくとい

うことは、今御答弁にあつたとおりでございます。

○川端国務大臣 大塚さんがそう言われたことは

まさに今申し上げた数値を通して、今の制度のままでいいのかどうか、その辺の御見解をいただきました

と思います。

今申し上げました大塚副大臣の考え方、そして

また今申し上げた数値を通して、今の制度のままでいいのかどうか、その辺の御見解をいただきました

と思います。

私は承知していなかつたんですけど、特区は、

先駆的にやつていただきて、これは全国的にも

やつた方がいいという部分は全国展開する、そし

て、そうじやなくて、その地域の独特の状況だか

らやつていただけるというものと、これは二種類あるということだと思っております。必ずしも、

あるということだと思っております。

全國展開しないものはだめだという話ではないと

いうふうには思つております。

それと、いろいろな効果に関しては、全国展開

になりますから、ということになりますとこれは

いいといふ二ースであります。

そこで、アンケートしますと、九十数%は続けてやつてほしいという面で、今のあり方そのものに対するさ

対象案件ではなくなりますから、そういう意味で、今やっている特区の評価としての数字は、全国展開したものは抜けていきますから、そういう部分では、対象件数がどんどん減っているという状況というか、新規が減っているという意味でいいまですと、必ずしもその部分で効果が薄れてきているということではない。数字上の評価の仕方という面も若干あるんですけども。

ただ、言われたように、要望が小粒で減っているのではないかという傾向は、そのとおりだ

というふうには思っています。

そういう意味で、やはり、先ほども申し上げた最近の状況としての、医療、介護の問題、あるいは環境の問題等含めて、あるいは住宅の問題といふうに、新たな時代の変化に応じた部分でのニーズもまた一方で出していることは間違いないありませんから、そういう意味では、やり方をいろいろ工夫する中で、こういう制度の必要性はいささかも減じていなければ、やり方に関しては、いろいろな工夫は当然ながら見直して必要になつてゐる状況であることは、私もそのとおりだと思っております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

時間も経過をいたしまして、もう残り少ないですけれども、最後に、これも先ほどの竹本先生の御質問とちょっとダブるので恐縮なんですが、構造改革特区と総合特区の位置づけについて、改めて簡単に御説明をいただきたいと思います。

○川端国務大臣 総合特区は、成長戦略実現という意味の突破口として、選択と集中ということでありますので、国際競争力の強化と、あるいは地域の活性化のための包括的、先駆的なチャレンジということで、地域がこういうことをやりたいとすることを御提案いただいて、それを国が地域を厳選して選定して、規制の特例措置、税制、財政、金融の支援という総合的に、この地域はこういうことをやりたいということを応援するものであります。

これに対して、一方、構造改革特区というのは、経済社会の構造改革、地域の活性化を図ることを目的としておりますので、個別の規制の特例措置を対象として計画の認定を受けければ、どの地方公共団体においても活用可能な、一般汎用的な制度でございますので、そういう部分では、メニューも含めて地域にプロボーズしていただいて応援するものとは性格を異にしているということでございます。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

もう時間がなくてやりとりできませんけれども、もう一点お聞きしたいんですけれども、実はこの法案は、本年度、二十四年の三月三十一日で切れていますか。

○川端国務大臣 これは、今よりもよりよくしたいということを地域の皆さんのが御議論いたいって、ここを緩めてほしい、あるいは応援してほしいということです。そこで今、新しいものは受け付けないという状況になつてはそのとおりでありますけれども、既にいろいろな新たな提案案に対しても、四月以降で相談九件、あるいは特区の認定申請に係る事前相談も十七件とあります。それで、これまでお待ちいだいているところをやりますので、ちょっとお待ちいだしているという現状であります。

そこで、今回、規制の特例措置の追加ということで、河川法及び電気事業法の特例等と、農水省が調査をされたところによりますと、地域ごとに導入の可能性を検討するかどうかという質問に對しまして、計画も含めて千件余り既に手が挙がっているという話があります。また、政府系の団体がございますが、モデル事業を、公募を始めている、これはもう既に六月から公募を始めているという状況があります。

こうして法案がずれ込むことによりまして、先ほども政府の熱意また熱気が大事だという御指摘がありましたけれども、これをきっちりとかみ合わせていくことによって、これが国民により強いメッセージにつながるわけで、政府の熱意がどうあってもかみ合っていない、このことを私は感じます。

○高木(美)委員 次に、高木美智代さん。高木美智代でございます。

本日、地域再生法それから構造改革特区法質疑でございまして、この法案がこんな七月の下旬までずれ込むという、このことを私は、政府・与党の国会運営も含めまして反省すべきということをまず申し上げさせていただきたいと思います。その中で、特に小水力発電について、これは大臣、通告させていただいていないのですが、実は大きな支障はないのかどうか、その点、いかがですか。

○川端国務大臣 これは、今までいろいろな小水力発電につきましては、今、固定価格買取制度もスタートいたしましたが、これがいつでも実行されるわけではありません。つまり、これは大水力発電に対する支障がないというよりも、そういう部分では、大きく中で、全体としての議論も、これは私としてはまだ中で、全体としての議論も、これは私としては大きな問題として、先生御指摘の取り組みとしているところをやつてほしいというニーズは個別にやるのと、それから農水省がやられるものとか、いろいろあります。そういう意味で、政府全体としてはこれはどう考えいくかというのは、極めて大きな問題として、先生御指摘の取り組みとしているところをやつてほしいという期待をされている問題であることは事実でございます。

ただ、制度的に、いわゆる従属発電という形で関して極めて大きな役割を果たすという期待をされでございます。そこで、これからはエネルギーと、構造改革特区の方は日切れ扱いといった法案でございまして、この法案がこんな七月の下旬までずれ込むという、このことを私は、政府・与党の国会運営も含めまして反省すべきということをまず申し上げさせていただきたいと思います。その中で、特に小水力発電について、これは大臣、通告させていただいていないのですが、実は大きな支障はないのかどうか、その点、いかがですか。

○高木(美)委員 おはようございます。公明党的な議論です。そこで、まず最初に、高木美智代でございます。

○川端国務大臣 小水力発電の問題は、先生御指摘のように、これからはエネルギーという問題であります。

ただ、制度的に、いわゆる従属発電という形で問題を終わらせていただきます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。公明党的な議論です。

○川端国務大臣 小水力発電の問題は、先生御指摘のように、これからはエネルギーという問題であります。

ただ、制度的に、いわゆる従属発電という形で問題を終わらせていただきます。

どんどんできるところはしていく、その上で束ねるところは束ねていく、このめり張りというのがあるところは束ねていく、このめり張りというのが今後必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○川端国務大臣 大変本質的な、貴重な御指摘だというふうに思つております。

そういう意味では、今我々の立場としていえば、ニーズが具体的にあるから取り組みを強化しようということでありますけれども、経産省あるいは農水省ともよく連携をして、しっかりと議論をしてまいりたいというふうに思つておりますし、スピードアップさせることができが國民的ニーズであることはそのとおりだというふうに思つておりますので、取り組んでまいります。

○高木(美)委員 そこで、まず地域再生法の方をお伺いしたいのですが、地域再生制度は、これまでに千五百件を超える計画を認定されております。その一方で、構造改革特区制度を使った自治体は七百五十一。この両方の法案に関する話になりますが、平成十四年以来十年間にわたってこうした制度を一度も使っていない自治体、これは特区の方です、一度も使っていない自治体は九百五十二あるということで、半分以上の自治体が構造改革特区のこうした特例を使つてないという事実があります。

先ほど来、ニーズがあるのかどうかという御指摘がございましたが、私はむしろ、こうした使つていらない自治体に対して、どのようにして地域や自治体のやる気を引き出して利用を促していくのか、ここが問われることではないかと思います。当然そこには、先ほど申し上げたような、もっと使いやすくしていく、一気に全国展開もしていく、こうした柔軟な手法というのも必要かと思うのですが、いずれにしても、地域、自治体がこれのままでも、地域、自治体がこれを見えない、そんな事態もあるかと思います。

○川端国務大臣 御指摘のよう、七百五十一団体、特区実施をやつていただいて、これは続けて

ゼひともやりたいというふうに九三%言つております。しかし、六割ぐらいが、できたらやりたうか。そうした全省にまたがるようなメニューもいという意向は持つておられるという状況であります。

こういう中で、おっしゃるように、きめ細かく、一番大事だというふうに思います。

そういう意味で、今まで、事務局は法令業務を中心にやつておったんですけども、二十二年からは、地域ブロック業務を担うという役割をふやしまして、ワンストップ拠点として機能強化を図るということにしております。これに加えて、総合コンサルティング業務、地方相談会の実施、地方連絡室員会議を通じた情報交換を行つております。

今回の重要な法改正を契機に、特に制度をうまく使つていない団体に対して改正内容の周知を行つとともに、ブロックごとでの地域からの相談業務に今まで以上にきめ細かく対応し、相談に乗らせていただきたいと思っております。

○高木(美)委員 その際に、大臣がお話ししされたワンストップサービスは大変重要であると思つております。

地域再生そしてまた地域活性化のために各省がさまざまなメニューをありがたいことに用意されおりまして、それでかえつて、何をどう組み合つたがいまして、やはりこうした相談についてわせて使つていいかがわからない、よほど経済省も、これをどうすればいいんだ、地域で、先ほど出向された方がいらっしゃらない限りはよく見えない、そんな事態もあるかと思います。

○高木(美)委員 今の大臣の御答弁は、地域で、また自治体が困ったことがあれば、また、そのよ

かそうしたさまざまの要望があるときに、また、それがやりたいという主体がある場合に、それを自治体が取り入れながらこう進めればいいのをあります。しかしながら、できたらやりたか、そうした全省にまたがるようなメニューも使つていただけるワンストップサービスが必要だと思います。

それにどのように対応されるのでしょうか。○川端国務大臣 基本は、全国ブロックの部分でできるだけ皆さんにお知らせすると同時に、御相談に来ていただいたらワンストップができるといふのは大原則でないと、あそこへ行け。ここへ行けになるとほとんど何もできないということはおっしゃるとおりであります。これはしっかりと強化をしてまいりたいと思います。

それと同時に、今までのいろいろなメルマガとか諸会議における通知とかいうこと、それから、インターネットの部分もあるんですけども、いろいろな事例ですね。

ただ、いろいろなホームページを見ますと、役所のホームページはやはりどうしても官報のホームページになりがちで、ぱっと目を引かない。探し探していくとそこにたどり着くということは、私、各政党のを見たんですけど、公明党さんが一番人目を引いて、ここはクリックしたくなるという見出しなんですね。

要するに、会議をやりましたという会議録ですとわからないから、そういう啓発も含めて、本当にやる人の側に立つて、いろいろな情報が的確に提供されるように、そして、その人たちが疑問に思つたり相談したいなと思ったら、すつとそれが全部そのワンストップで受けられるようになると、うことは最大工夫をしてまいりたいというふうに思つております。

○高木(美)委員 今の大臣の御答弁は、地域で、また自治体が困ったことがあれば、また、そのよ

い、こういう強い大臣の御意思というふうに受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。ぜひ発信をお願いしたいと思います。

○川端国務大臣 まさに地域が元気になるため、やつておられる事業でありますので、何か思われたか、そうした全省にまたがるようなメニューも使つていただけるワンストップサービスが必要だと思います。

我々は誠意を持って対応したいと思いますし、何か対応が余りよくないということだったら、また御指摘いただければ、ちゃんと、しっかりとやるよう我们としても督促してまいりたいと思つております。

この条例委任の特例、大事なことなんですが、実は、地元の現場の実態からいきますと、大臣も、例の復興特区の条例をどのように考えていくかと、いうことで、上書き権の問題いろいろ私も質問させていただきました。その実態でわかつたものは、県や大都市はこうした条例をつくるようになりますが、中規模の市町村になりますと、大都市の条例を参考にしながら、それを横に見て書いて写して、それを御自分たちの条例策定にされている、実は

そのままそれを考えていく人材がいらっしゃいませんが、中規模の市町村になりますと、大都市の条例を参考にしながら、それを横に見て書いて、それを御自分たちの条例策定にされている、実は

その中で、人材育成をどのようにしていかれるのか、自治体の人材育成につきましてのお考えを伺いたいと思います。

○川端国務大臣 おっしゃるように、条例委任の特例でというときに、比較的大きい、職員の多いところというのは何とか対応していただけます。しかども、御指摘のように、大都市と比較して中規模の市町村は、相対的には職員数が少ないですから、そういう部分で、活用に当つては、人材育成も含めて一定の支援の必要性については認識を共有しているというふうに思つております。

そういう意味で、先ほどありましたけれども、地域からの事前の御相談の段階から条例作成に至

治体にお示しをしておりまして、そうしたことに

よって安全性が担保されるのであれば全国展開も可能であるということとしたわけであります。

○塙川委員 今お話をあったのは、そもそも特区として決めた規制緩和の措置というのは、木造でつくれたような場合に、二階、準耐火でもいいよと。その際に、いろいろ避難で懸念があるという声が上がったということで、滑り台とか設けます

という話なんですかけれども、実際に、高知である一つの実例でいえば、二階から一階に滑り台でありますといふよりも、寝たきりのお年寄りをおろすといふのはかえつて危ない、らせんの滑り台ですから。そういうのが実証として出たわけですよ。

この施設そのものは傾斜地にあるものだから、二階の部分といつても、実際にはフラットなルートで公道に出られるんですよ。そういう意味では、施設そのものについて、いわば安全対策面で重大な懸念があるということになつていいないという状況があります。

そういうのに対しても、もともとの規制緩和、二階から滑り台を設けるとか、ということを脇に置いてやつて、新たに別な基準を設けてこれを全国展開したというのが今回の事例なんですよ。こういふあり方でいいのか。そもそも規制緩和を設けた特区での規制緩和の要件そのものを変えてしまつて、それを新たに一から特区でやるならまだしも全国展開をしてしまう、こういう仕組みというの

が今のこの制度となつていて。木造建築物でのこいつは、開設希望がもあるのであれば現行の特区申請という選択肢も可能であるわけで、全国展開を急ぐ必要はないわけであります。

実際にこういった高齢者の入所施設においては、例えば、この問題を審議しました社会保障審議会の介護給付費分科会でも、委員の中では、二十四、五年前に、東京都内の特養、東村山の松寿園で火災事故があつて、死傷した高齢者四十数名、以来、耐火建築物あるいは避難誘導が厳格に取り組まってきた、構造的な問題については慎重に考えるべきとの意見が出されています。

今回のこの規制緩和も、構造基準を性能基準に切りかえるという中身となつていて。その要件そのものの中身を変えてしまつて、それを全国展開する。これは、二重の意味で安全対策として問題ありと言わざるを得ません。そういう点でも、なぜ全国展開ありきなのか、構造改革特区の仕組み

自体に問題があるんじゃないのか。

内閣府にお尋ねしますが、評価委員会の評価の結果、全国展開した特例措置、特区で当分の間存続する特例措置及び特例措置の廃止の件数はそれぞれ幾つか、この点についてお答えください。

○稻見大臣政務官 数字でお示しをいたします。

これまで、評価の実績として、七十件の特例措置については全国展開を図るとともに、どぶろく等三件の特例措置については特区において当分の間存続をする、こういうことにしております。

なお、これまで廃止という評価をした特例措置については全国展開を図るときに、どぶろく等三件の特例措置については特区において当分の間存続をする、こういうことにしております。

○塙川委員 ほとんどが全国展開という結論になつてているわけです。

今、六十三の特区がありますけれども、そのうち、計画がそもそもゼロなんですよ、計画がゼロなのに廃止といふことも一つもないということが実態で、結果とすると、全国展開を目指す、そういう仕組みとなつていて、この特区法であり、その具体化の評価委員会の役割となつていて、このこと

なつていています。さらにお尋ねしますが、この評価委員会では、全国展開という結論が出るまで何回でも評価を行つております。原則一年間に一回評価を行つて

なつていていますけれども、この特区事業に対する評価委員会の評価回数が五回以上に上るような特例措置というのはどのようなものがあって、その評価回数というのは何回ぐらいか、この点についてお答えいただけますか。

○稻見大臣政務官 これまで五回以上評価の検討を行つた規制の特例措置としては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業等、七件の特例措置が挙げられております。

あと、この評価の回数が多い特例措置は、一つ

は、特区における特例措置の活用事例、実績が少ない、こういうことにおいて、一定の活用実績を踏まえて再度評価をすることが適当、こういうふうに判断をされたものがあります。また、特例措置の一部を全国展開した上で、他の部分については再度評価をすることが適當とという判断をされております。

○塙川委員 丸めてお答えいただきましたけれども、具体的な事業でありますと、例えば学校設置会社による学校設置事業、この特区について、全国展開に向けた評価委員会の評価は八回に及んでおります。また、病院等開設会社による病院等開設事業についても五回の評価が行われております。

これは、要するに、株式会社による学校の設置、そして株式会社による医療機関の設置、このことを全国展開を求めるごとに、何度も何度も何度も繰り返し作業が行われているということを示しているわけであります。

大臣にお尋ねしますけれども、例えば学校において、當利企業が参入をする、こういうことについて、この間文科省は厳しい対応をされてきたんだはないでしょうか。というのは、学校が設置されただけでも、當利企業であるために、もうけが上がりになると撤退をしてしまう、これでは学

生徒の皆さん授業、学校生活における継続性、安定性が保障されないということについて、文科省としてはこの間対応を厳しくとつてきましたと承知をしております。

また、医療機関についても、當利企業が参入するということについては、アメリカのように當利企業によつて行われるところでは、もうければつくるけれども、もうからなければ撤退をするといふ形での医療過疎が生まれるような事態も生じている。そういう懸念の声も上がる中で、命の沙汰も金次第となるんじゃないのか、国民皆保険を損なうのではないのか、こういう重大な懸念が上がっているのが医療機関への當利企業の参入では

ないでしょうか。

ですから、こういった学校や医療機関への當利企業の参入については、厳しい国民の批判があるにもかかわらず、規制緩和だけを目的に評価が繰り返されている、これは制度としても余りにも一方的で、ゆがんだものと言えるのではありませんか。

○川端国務大臣 制度の仕組みとして申し上げれば、特段の問題が生じていないと判断されたものは、全国展開を速やかにする、もう一つは、地域性等が強くて、地域の活性化として意義が大きいものは特区として当分の間存続させるということでは、何か、全部特区は全国展開しなければならないという方向でやつてあるものでないということは御理解をいただきたいというふうに思います。

今の、学校や医療においての株式会社の問題は、今議論を参議院でされています社会保障・税の一体制改革での保育園の問題もありました。学校の問題も医療の問題も含めて、これはそれぞれ医療法人、学校法人あるいは社会福祉法人という、それぞれの役割を担つた者と株式会社をどう考えるかということは、幅広い議論の中でさまざまな意見がある中でありますので、何か、その方向を規制緩和ということだけで無視して進めるというふうな立場に立つてはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○塙川委員 特区法そのものが、結局は全国展開を自指すということになつてある仕組みであるわけです。特区法においては、所管省庁が特例措置を全国展開することによる弊害について立証できなければ、その特例措置は全国展開をされるということですから、特区の効果の実証というのはそもそも必要とされていないわけです。

結局、評価委員会が全国展開することを目的としている組織となつており、客観的な政策評価を行う第三者機関ではない。そういう点でも、全国展開ありきという構造改革特区法の仕組み自身に問題がある、このことを指摘し、質問を終わります。

○荒井委員長 次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 初めに、構造改革特別区域法の一部改正について質問をさせていただきたいと思います。

今回、延長ということでございますけれども、この延長でどの程度、追加、新たな申請を見込んでおられるのか、その点について伺いたいと思います。

○川端国務大臣 創設当初は毎回数百件の提案をいたしましたが、最近は毎回百四十件程度で推移しております。特区計画の認定件数の実績としては、創設当初が八十一件ぐらいでしたら、最近は七件強というふうに減少しております。そういう意味では、大きな規制改革が実現して、多くは地方公共団体に活用いただいているところで、数としては減ってきております。

そういう流れの中で、今回新たに措置する予定の特定地域再生制度というのは、少子高齢化、人口減少への対応、環境制約対応等、我が国の各地共通の重要な課題を重点的に支援する仕組みをとることで考えておりますので、この制度に関する規制の特例措置が多くの自治体から提案が行われるものと期待しておりますが、どれくらい見込んでいるか、数に関して定かにつくっているわけではございません。

多くの提案が具体的になされるように、特定地域再生制度等の内容について、法律を成立させて開催して、特定地域再生制度について現地で相談する機会を設ける等、これまで以上にきめ細かく対応してまいりたいと思っております。

○川端国務大臣 テーマとして重点的な項目とい

うので、先ほど申し上げましたように、高齢化、少子化時代ということと、特に環境というものがないことでございます。そういう意味でも、具

体の事例がいろいろ出てきたときに、これも勘案しながら、できるだけメディアに关心を持つてもらえるような方策も考えてまいりたいというふうに思います。

○浅尾委員 その観点で、今回、小水力発電の水利使用の許可手続について、国土交通大臣の認可等を不要とする手続の簡素化、迅速化というのが出ております。

特に、今、電力については国民の一般的な関心も非常に高い分野だというふうに思っておりますので、この点について、例えばこういう申請がありましたということをメディアを通じても発信をしていただけると、さらにその利用がふえるので

四十七都道府県の平成二十二年と平成十七年の人口の増減というのも、きょう、計算をしていただ

きました。実は私の方では十年単位でと申し上げたんですけど、十年だと合併した県庁所在地があつて正確には比較できないというので、平成二十二年

と十七年の五年での比較もいただいております。

○川端国務大臣 申請がどれくらいあるかは、潜

在的なニーズは非常にたくさんあるというふうに思っているんですけれども、具体的にこういうことをやつてほしいという提案として正式に出されたのは一件であります。

おつしやるよう、この問題に関しては現状そここの改正内容も含めまして、各地に事務局職員が出向いて制度説明を行い、また地方公共団体の相談にも積極的に対応してまいりたいと思つております。

○浅尾委員 今おつしやったような活動をぜひ続けていただきたいと思いますし、あわせて、これからはそれをもつておもしろいと言うのは別として、いろいろなメディアに、大臣の方からも、認定をした段階で積極的に取り上げていただくような活動をしていただければ、さるにいろいろな地域が申請をするのではないかと思いますので、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○川端国務大臣 御指摘のように、やはり話題になるということで、いろいろなメディアで取り上げると思います。

○川端国務大臣 最大限努力してまいりたいと思

います。

○浅尾委員 次に、地域再生法の一部を改正する法律案については、法律の中身というよりかは、いろいろな事業の中で問い合わせ等々も既に来ておりますが、どの段階でというのは、これからです

ね。いろいろきめ細かく説明していく中でつかんでいくことになるというふうに思つております。

○浅尾委員 ゼひ、きめ細かく把握をしながら、政府の方でもできるだけ後押しをしていただければというふうに思います。

○川端国務大臣 おつしやるよう普及、周知が重くための施策というものについて、具体的にどのようなことを考えておられるのか伺いたいと思います。

○川端国務大臣 おつしやるよう普及、周知が重くための施策について、具体的にどの

ようなことを考えておられるのか伺いたいと思

ます。

○川端国務大臣 おつしやるよう普及、周知が重くための施策について、具体的にどの

ようなことを考えておられるのか伺いたいと思

ます。

○川端国務大臣 申請がどれくらいあるかは、潜

在的なニーズは非常にたくさんあるというふうに思っているんですけれども、具体的にこういうことをやつてほしいという提案として正式に出されたのは一件であります。

おつしやるよう、この問題に関しては現状そここの改正内容も含めまして、各地に事務局職員が出向いて制度説明を行い、また地方公共団体の相談にも積極的に対応してまいりたいと思つております。

○川端国務大臣 今おつしやったような活動をぜひ続けていただきたいと思いますし、あわせて、これからはそれをもつておもしろいと言うのは別として、いろいろなメディアに、大臣の方からも、認定をした段階で積極的に取り上げていただくような活動をしていただければ、さるにいろいろな地域が申請をするのではないかと思いますので、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○川端国務大臣 御指摘のように、合併の影響の

ないということで五年間のデータで見ますと、十五の道県で、道県の人口は減つているけれども県

の点について、大臣のお考えを伺えればと思

います。

○川端国務大臣 御指摘のように、合併の影響の

ないということで五年間のデータで見ますと、十五の道県で、道県の人口は減つているけれども県

の点について、大臣のお考えを伺えればと思

います。

府所在地の市ともに人口が減少している場合には、府県の方が減少率が高くて人口が減少ということです。人団が増加している場合は、県庁所在地の市の方が多い傾向は御指摘のとおりだと思います。

ただ、そういうときに、高齢化によってことの中で起こっているときに、それを歯どめをかけるとかいうことはもちろん大事な政策であります。特に高齢者の皆さんのがどういうライフスタイルをお望みなのかという中の一つに、委員御指摘のように、高齢化してきたから、より利便性の高いところに移り住んで、地方にいたけれども全部売り払って都心のマンションに住むんだという方がおられるという傾向があることは承知しております。それぞれの地域において、どういう皆さんの暮らしの支え方があるのかという中にそういう要素が出てきたことは事実であります。それも含めて、それぞれが工夫をしていただこうではないかと思つております。

○浅尾委員 これはなかなか難しい話だろう。それ

れぞれの方の意思というものはもちろん大事だと

思いますが、そもそも生まれ育ったところに住み

たいという方は、それは尊重しなければいけない

だらうと思います。

一方で、ナショナルミニマムを全国一的にど

こでも維持しようとすると、いろいろな、特に社

会保障、福祉関係のサービスを維持しようとする

と、それはそれでコストがかかるということにな

るんだろうと思いますので、その全体的な考え方、

多分、ナショナルミニマムというものを、どこま

では必ず全国どんなところでも維持しなければい

けない、そこから先はそれぞれの人の自主的な判

断で、不便だけでもそこに住んでいる、それに

ついては税金を使つての利便性の補助というの

うふうに思いますが、その点について、大臣のお

考えを伺えればと思ひます。

○川端国務大臣 議論としては当然ある議論であります、その線引きというのはなかなか難しい

ことは事実だというふうに思いますし、ナショナルミニマムがどこまでかということに関しては、いろいろな議論があると思います。

ただ、視点としてそういう視点をいつも心がけてることは、いろいろな意味で、この国の将来をどうしていくのかといったときに極めて大事な視点であることは間違いないと思っております。

○浅尾委員 それでは、時間の関係で最後の質問

になると思いますが、地域再生制度を活用した具

体的な事業のイメージというものをお答えいただ

いて、私の質問を終えたと思います。

○川端国務大臣 今回、特に特定政策課題という

ことを設定いたしまして、そういう意味で、そ

の具体のお話をということでござります。

例えば、高齢化の進行、空き家の増加などが進

む郊外型住宅団地において、自治体とNPO等に

よる連携による高齢者向けの買い物支援やコミュニ

ティーバス事業等の取り組み。あるいは空き

家の既存ストックを活用した福祉、生活支援

サービス拠点づくり等に対する支援や住みかえ支

援などをい、その再生を図る取り組み。また、

高齢化、人口減少の進展に対応し、地域活力を維

持するため、自治体とNPO等との連携による介

護サービス拠点等を併設した高齢者向け賃貸住宅

の整備、高齢者向けの生活支援サービス、高齢者

の生きがい就労のための人材育成等を行う取り組

み。さらには、都市部への人口流出や少子化によ

り高齢化が進行する農山漁村地域において、六次

産業化として特産品の加工販売施設の整備、高齢

者の移動支援サービス事業、林業技術の高度化と

都市地域との交流を図る取り組み等々が考えられ

ます。

○浅尾委員 時間が参りましたので、終わりま

す。

○荒井委員長 次に、長島一由君。

○長島(一)委員 民主党の長島一由です。

今回質問するに当たって、特区の再延長については必要不可欠だとと思うんですが、しかし、運用を改善させて、バージョンアップさせた上で継続、発展させるという観点から幾つか質問したいと思います。

しかし、平成二十二年一月二十九日の過去の特区の未実現提案などについての政府対応方針で突きに、第七次、第八次構造改革特区では日本一多く、最終的に合わせて三十八本提案をして、事務的なやりとりも深く関与させていただいたんです。が、経験から言えることは、この特区という制度はすばらしい制度なんですけれども、法律の枠を超えて一つの地域で実験して成功したら全国展開するということなんですねけれども、そもそも高度な政策判断を必要とする性格であるにもかかわらず、その審査が事務レベル中心で行われているため、法律の枠を超えたアイデアがなかなか生かされないと、いう壁があるということです。これが本質的な課題であり、問題だと思います。

具体的に数字を挙げれば、この間に政府に提案された特区は五千三百六十本。そのうち採用されたものが七百五十件あります。私は、事務レベルの審査に漏れた提案の中にこそ、この国の改革のヒントが隠されていると思います。

この採用から漏れた提案の中から、高度な政策判断ができる立場の人たちが法律の枠を超えた提案をいかに拾い上げることができるか、これが制度継続、発展の鍵を握っていると思います。

実際、却下された四千六百十件のうち、敗者復活ルートで採用されたものは、調査審議というルートでの敗者復活はわずか三件、そして、政権交代個別具体的のケースをお示しすると、私が逗子市長時代の平成十七年十一月の第八次構造改革特区で、国民年金の支払い時効、これを二年から十年

に延長するという特区提案をしました。提案理由は、無年金者を減らして、今も大きな課題になります生活保護受給者をふやさないためといいます。現に、十月から全国展開されることになりました。そして、特区を飛び越えて、いきなり、度協議しましたが、特区にはじまないという理由で却下されました。

そこで、まず川端大臣にお尋ねしますが、今回の逗子市のケースも含めて、復活採用について、提案自治体や提案者に対して、そもそも復活採用しましたよと連絡をしていないことはおかしいと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○川端国務大臣 具体的な事例をお示しいただきました。

過去に規制官庁、所管の省庁から対応不可とされた提案が、いろいろな背景等々により法改正等で実現された際に、そのことを提案者にお知らせすることは大変重要なことだというふうに思っています。現に今はされていなかつたということです。も、それは事実として重く受けとめなければいけないと思っております。

このために、規制所管省庁も制度改革をいたしました。広く周知を、これは提案されたところ以外も含めて、あまねく周知をするということが徹底できていれば、それはちゃんとわかるという話であります。同時に取り組んでまいりたいと思います。

そして、規制所管省庁から規制緩和の内容を提供していただいて、随時、提案者に対してお知らせすることに取り組んでまいりたいと思います。

キーワードで検索をして、これはたくさん出ていますから、全部きちんと漏れなくとということには、システム的につきつと整備しないといけない部分もありますので、ワード等の検索をかけて、

こういう法改正がされたときには、そこがヒットして、お知らせするというようなことも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○長島(一)委員 逗子市のケースでいうと、出してから実現するまで七年もかかっているわけです。担当者もかわっているし、市長もかわっちゃつてているわけですね。それで連絡しないと、出した自治体は、せっかく提案したのに、採用されただのにわからないわけですね。やはり採用されればモチベーションは上がると思うんですよ。それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから厚生労働省にお願いしますけれども、今回、この逗子市の年金支払いの時効の延長特区が復活採用された理由と、この実現によって将来無年金にならなくなる可能性が何人になるか、お尋ねしたいと思います。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘がございました特区の要望につきましては、国民年金制度が全国民を対象とする全国一律の制度であり、国民の間で不公平を感じないようになる必要があるということから、一地域のみで要件を緩和する特区制度になじまないと、この制度で採用されなかつたものというふうに認識をいたしております。

しかし、政権交代後、低年金、無年金問題に重いに取り組むということになったことから、全国で国民年金保険料の納付可能期間を二年から十年に延長するということを盛り込んだ法案を国会に提出いたしまして、平成二十三年八月に成立しました、こういう経緯でございます。

御質問のございました、この法案により将来無年金にならずに済む方の数につきましては、最大約四十万人というふうに推計をいたしております。

○長島(一)委員 今御説明になりましたように、最大で四十万人もの無年金者が救済されるということなんですねけれども、提案から実施まで約七年かかった時間的な損失は大きいと思います。年金改革の特区提案については、やはり逗子市

長時代の平成十七年、政府に提案した、国民年金

の受給資格の二十五年間から十年への短縮の特区提案も、今回、ようやく七年越しで社会保障と税の一体改革法案の中に盛り込まれました。これも、六十五歳以上の無年金者約四十二万人のうち約七万人が救済されるると聞いております。

私の提案がすぐに実現していれば、少なくとも五年前からこうした無年金者の人たちを救済できたかもしれませんですね。こうした時間のロスをしないために、事務レベル審査で落ちた提案を、政

策判断できるレベルの人間が再審査できるようにするために、二つの提案をしたいと思います。

一つは、敗者復活ルートである学識を交えた事務審議に政務三役を入れること。それから二つ目は、構造改革特区の責任担当大臣が最低一年に一度は独自に、事務的な審査から落ちた提案を、平成二十一年の緊急経済対策のときのように、トップダウンで定期的に再審査すること。この二つのチャンネルを確立、定例化すべきだと思いますけれども、川端大臣の見解をお尋ねします。

○川端国務大臣 過去に実現されなかつた構造改革特区提案に対して実現に向けて検討を行う調査審議は、構造改革特区推進本部長から、これは総理であります、有識者から成る評価・調査委員会に諮問して行つてはいるというものが今の仕組みであります。

有識者の知見をいただくことは有意義であると いうふうに思つておりますが、一方、御指摘のとおり、有用な構造改革特区提案を実現することは重要であります。事務的に、法の解釈上含めて、ハードルが高いなという事務レベルの判断と、そこでお尋ねしますけれども、国税との連携による強制徴収の発動はもちろん、あわせて市町村民税と国民年金の保険料の一元徴収特区を復活採用させ、まずは特定の地域で社会実験をする。しかも、複数の地域で社会実験をして、地域間競争をさせたらどうかと思います。

厚労省にお尋ねしますけれども、市町村が国民年金の保険料を徴収することは現行法上可能かどうか、お尋ねします。

は位置づけておりませんので、御提案も含めて、一度そういう政治判断が有効に、国民のニーズを踏まえて提案されたものという、いわゆる政治家の判断というものがより影響を持つような仕組みはよく考えると同時に、政府として指導力がより發揮できるように考えてまいりたいというふうに思つております。

○長島(一)委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

政権交代の意味というのは、やはり官僚主導から政治主導ということを民主党政権として言つてはいるわけで、まさにこの構造改革特区提案こそ政治的な主導で、救済というか、法律の枠を超えたアイデアの救済を積極的にお願いしたいと思います。

まだ復活採用されていない、私が逗子市長時代に提案した構想の中に、市町村民税と国民年金の保険料の一元徴収特区があります。

社会保障と税の一体改革では、皆さんも御存じのように、消費税を二〇一四年の四月、八%，増税するということになつていますけれども、その前までに、先に国民年金の未納の問題の解決に着手して一定の成果を国民に示す必要があると思いまます。

最近の実績として、日本年金機構、これが平成二十三年度の財産差し押さえ件数が五千十二件と聞いておりますけれども、しかし、国税との連携による強制徴収の発動はゼロ件ということです。これではやはりなかなか国民が納得されにくんじゃないかなと思います。

最後に、構造改革特区制度をさらに発展させるために、二つの提案をしたいと思つます。

一つは、いろいろな特区が出てきましたけれども、構造改革特区の一番の利点というのは、総合特区などと比べて、誰もが提案できるということなんですね。先ほど村上先生とのやりとりの中で、提案件数が尻すぼみになつてはいるというやりとりがありました。ですから、誰でも提案できるといふことで、省庁の縦割りを超えて、中央官庁の職員にも提案を呼びかけたらどうかと思います。頭のいい人はたくさんいるわけですし、自分の仕事になると、仕事がふえちゃいけないとかいうことで、発想があつてもなかなか出さないかもしれませんけれども、よそのセクションのことだから出せるわけですね。ですから、これは指摘は人事評価で報いるべきだと思います。

○今別府政府参考人 お答え申し上げます。

国民年金の保険料の徴収事務というのは、平成十四年度から國で実施をするということに整理をされておりますが、滞納者に対しては、平成二十一年度から、医療保険、国民健康保険の保険証の有効期間を短くしまして、市町村においておいては、市町村で徴収ができるということでござります。

○長島(一)委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

は位置づけておりませんので、御提案も含めて、一度そういう政治判断が有効に、国民のニーズを踏まえて提案されたものという、いわゆる政治家の判断というものがより影響を持つような仕組みはよく考えると同時に、政府として指導力がより發揮できるように考えてまいりたいというふうに思つております。

○長島(一)委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

政権交代の意味というのは、やはり官僚主導から政治主導ということを民主党政権として言つてはいるわけで、まさにこの構造改革特区提案こそ政治的な主導で、救済というか、法律の枠を超えたアイデアの救済を積極的にお願いしたいと思います。

まだ復活採用されていない、私が逗子市長時代に提案した構想の中に、市町村民税と国民年金の保険料の一元徴収特区があります。

社会保障と税の一体改革では、皆さんも御存じのように、消費税を二〇一四年の四月、八%，増税するということになつていますけれども、その前までに、先に国民年金の未納の問題の解決に着手して一定の成果を国民に示す必要があると思いまます。

最近の実績として、日本年金機構、これが平成二十三年度の財産差し押さえ件数が五千十二件と聞いておりますけれども、しかし、国税との連携による強制徴収の発動はゼロ件ということです。これではやはりなかなか国民が納得されにくんじゃないかなと思います。

最後に、構造改革特区制度をさらに発展させるために、二つの提案をしたいと思つます。

一つは、いろいろな特区が出てきましたけれども、構造改革特区の一番の利点というのは、総合特区などと比べて、誰もが提案できるということなんですね。先ほど村上先生とのやりとりの中で、提案件数が尻すぼみになつてはいるというやりとりがありました。ですから、誰でも提案できるといふことで、省庁の縦割りを超えて、中央官庁の職員にも提案を呼びかけたらどうかと思います。頭のいい人はたくさんいるわけですし、自分の仕事になると、仕事がふえちゃいけないとかいうことで、発想があつてもなかなか出さないかもしれませんけれども、よそのセクションのことだから出せるわけですね。ですから、これは指摘は人事評価で報いるべきだと思います。

それからもう一つは、先ほどの公明党の高木先生とのやりとりの中で、出していない自治体が九百五十二あるということです。呼びかけの工夫をするということなんですねけれども、これは私の経験則なんですねけれども、初め逗子市で特区制度がスタートしたときに、職員の皆さん、皆さんが今仕事をしている中で、法律や政令、通達、こういうものが邪魔をしていて何か困っていることがあつたら教えてほしいということで、規制緩和の観点から呼びかけをしたんですね。ところが、こうしたら一本しか出てこなくて、しかも税の徴収にかかることだつたからあつさり却下されてしまつて、その後はもう全然出てこなかつたんですね。

ところが、二年ほどたつてから、この特区制度自体、私が聞いているところだと、理事の後藤さんがお風呂に入っているときに、ぱつと思いつて、その後、今も委員でいらっしゃいますけれども、福島伸享さんと一緒に骨太の方針に盛り込んで実現したと聞いております。

伊豆の温泉にいるときに、ちょうど世界史の本を読んでいて、一九二九年のラテラノ条約でムソリーニとバチカンの教皇が取引をしてバチカンの独立を認めたということを読んだんですよ。そうしたら、特定の地域が取引で独立することができんだなと思ったときに、人口六万人の逗子市がもし国家だとしたら、どういう社会システムが望ましいのかなと思ったんですね。

それを職員に言って、白紙ベースで考えてくれということで、実際、では、逗子市が独立したら憲法どうしようか、天皇制どうしようか、通貨どうしようか、国防どうしようかと議論して大きいところから落とし込んだいったら、一気に三十七本出てきたんですよ。

ですから、今回の再延長に当たって、いろいろ制度が出てきて、受けの方としてはこういう整理があつた方が実現できますよということなんですねけれども、提案を出すときの募集のかけ方につい

ては白紙ベースで、もしその特定の地域が一つの国だとしたらどういう社会システムが望ましいですか、皆さん、こういう呼びかけの仕方で提案件数をふやしていただきたいと思います。

ですから、これと、それから国家公務員への呼びかけ、川端大臣の見解をお尋ねします。

○川端国務大臣 御指摘のように、この提案は、別に民間あるいは地方公共団体等にかかわらず、広く一般から募集して、どなたからでも受け付けるという制度でございます。今後ともその方針は変わりございません。

そういう意味で、今般、この法律改正案を成立させていただくなれば、その内容の周知に加えて、より提案を促進する観点からは、今御指摘の各省政府を改正する法律案について議事を進めます。

新たにどうつくっていくのかという観点かでは、新たにどうつくっていくのかという観点かでは、私は非常に大きな違いがあるという御指摘だと思っています。大変意義があることだというふうに思います。

そもそも、ずっと出てこなかつたんですけども、福島伸享さんと一緒に骨太の方針に盛り込んで実現したと聞いております。

それでもう一点の、逗子市長時代の例を言つていただきました、大変有意義な御経験だというふうに思います。現状をどう直すかという観点か、新たにどうつくっていくのかという観点かでは、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案がおりませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○荒井委員長 これまで、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入るのですが、その申し出がありませんで、直ちに採決に入ります。

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○荒井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○荒井委員長 次に、内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

○荒井委員長 討論の申し出がありますので、これを許します。

塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、構造改革特区法改正案に反対の討論を行います。

二〇〇二年十二月に成立した構造改革特区法は、地方公共団体からの特区申請と国の認定によって、地域を限定して特例的な規制の緩和や撤廃を行い、全国的な規制緩和の突破口としていくものであります。

子高齢化社会と環境対応ということを重点テーマとしても掲げましたので、先ほど来御議論がありましたがよう、いろいろな広報を含めた問題だと思いますので、またいろいろなお知恵もいただきながら、工夫を凝らしてまいりたいというふうに思っています。

○長島(一)委員 先ほどもお話ししましたけれども、この構造改革特区提案制度 자체、すばらしい制度ですけれども、やはり政治主導というか、少なくとも政策判断できる人が強いリーダーシップ

を發揮して、継続、発展できる余地はたくさんあると思います。そういう意味で、川端大臣初め、関係者の皆さんのがさらなる創意工夫をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○荒井委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○荒井委員長 これまで、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入るのですが、その申し出がありませんで、直ちに採決に入ります。

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○荒井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○荒井委員長 内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○荒井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○荒井委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○荒井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○荒井委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○荒井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○荒井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○荒井委員長 これより採決に入ります。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○荒井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十三分散会

平成二十四年八月八日印刷

平成二十四年八月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P